

じん肺管理区分

参考資料2-3

○じん肺の進展防止のため、粉じんばく露の低減・中止を基本とした措置を講ずるための基本となる医学的要件であり、次のように定められている。(じん肺法第4条第2項)

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理1		じん肺の所見がないと認められるもの(エックス線写真の像が第1型以上に該当しない)
管理2		エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型又は第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下の中のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4		1 エックス線写真の像が第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。)と認められるもの 2 エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型で(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

○じん肺管理区分決定の流れ

事業者
じん肺法による健診実施
(じん肺法第7条～9条の2)
いつでも申請することが出来る。
(じん肺法第16条)

※じん肺所見を認めた場合、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果証明書等を都道府県労働局長に提出
(じん肺法第12条)
※所見がない者は管理1
(じん肺法第13条)

都道府県労働局長

地方じん肺診査医の診断又は審査により都道府県労働局長がじん肺管理区分を決定
(じん肺法第13条)

事業者及び労働者(申請者)へ通知
(じん肺法第14条)

※審査請求
行政不服審査法による
審査請求

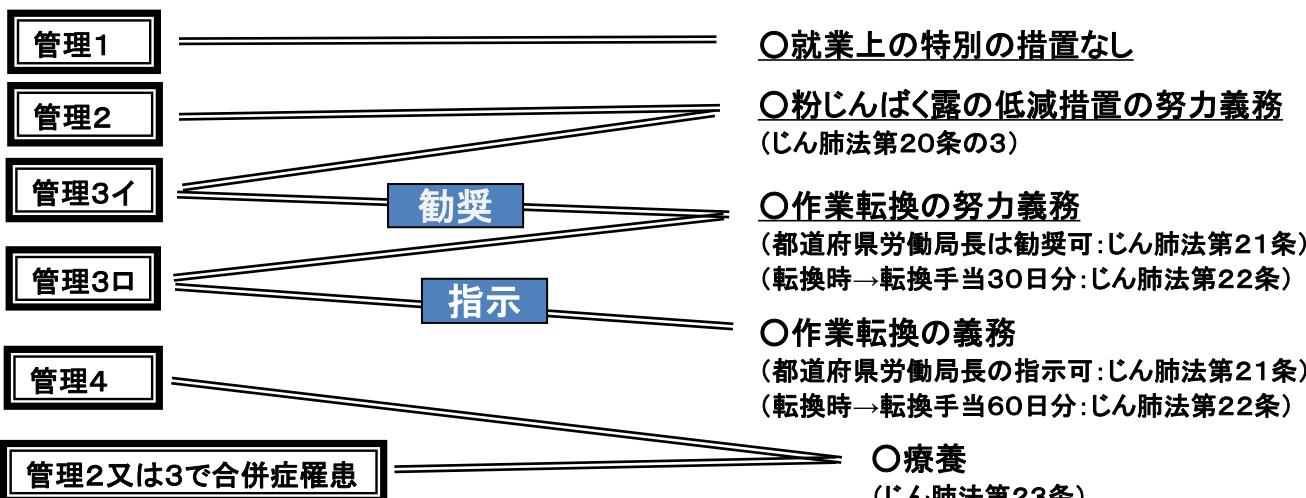
労働者
(常時粉じん作業に従事する労働者又は労働者であった者)
いつでも申請することが出来る。
(自分で健診を受けた時など)
(じん肺法第15条)

管理区分決定申請書を都道府県労働局長に提出
(エックス線写真及びじん肺健診結果証明書等を添付)
(じん肺法第15条)

厚生労働大臣

中央じん肺診査医の診断又は審査に基づき、
厚生労働大臣が裁決
(じん肺法第19条)

○じん肺管理区分に基づく就業上の措置(じん肺法第20条の3、21条、22条、23条)



※合併症は、じん肺法施行規則において①肺結核②結核性胸膜炎③続発性気管支炎④続発性気管支拡張症⑤続発性気胸⑥原発性肺がんと定められている。